

随意契約理由書

1 案件名称

西成区内土地区画整理事業に係る不動産鑑定業務
(西成区4件：萩之茶屋一丁目3番10外、10番5外)

2 契約の相手方

株式会社 谷澤総合鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部連携事業課 (電話番号 06-6208-9433)

2 (修正)

随意契約理由書

1 案件名称

三国東地区不動産鑑定業務（その4）
（淀川区2件：西三国二丁目95番10
西三国二丁目95番11）

2 契約の相手方

株式会社 鈴木不動産鑑定所

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局三国東土地区画整理事務所（電話番号 06-6399-1474）